備考　1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
3　人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第27条第１項各号に掲げる書類及び譲渡人の許可証の写しを添付すること。

様式第二十三中「表題を「人工衛星の管理に係る事業の譲渡届出書」に改める。

様式第二十四中「表題を「法人の合併による人工衛星管理者の地位の承継に係る認可申請書」に改め、同様式本文中「「人工衛星管理者である法人の合併後の地位の承継」を「法人の合併による人工衛星管理者の地位の承継」に改める。

様式第二十四及び様式第二十五中「「有　□　　無　□」を「□　有　　□　無」に改める。

様式第二十五中「表題を「法人の分割による人工衛星管理者の地位の承継に係る認可申請書」に改め、同様式本文中「「人工衛星管理者である法人の分割後の地位の承継」を「法人の分割による人工衛星管理者の地位の承継」に改める。

様式第二十六中「表題を「人工衛星管理者に係る死亡届出書」に改める。

様式第二十七を次のように改める。

様式第二十七（第二十九条関係）

人工衛星の管理に係る終了措置届出書

許可番号	
許可年月日	
人工衛星の名称	

年　　月　　日

内閣総理大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
氏　　名　　㊞
（法人にあっては、名称）
連 絡 先

下記のとおり、人工衛星の管理を終了するので、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第28条第１項の規定により、届け出ます。

記

終了措置を講ずる年月日	年　　月　　日
終了措置を講ずる理由	
法第22条第４号に定める終了措置の内容	□　イ　　□　ロ　　□　ハ　　□　ニ

備考　1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
3　法第22条第４号ニの措置を行う場合は、人工衛星の位置、姿勢及び状態を終了措置の内容の欄に記載すること。

様式第二十八中「表題を「人工衛星管理者である法人に係る解散届出書」に改める。

様式第三十中「一　□　　二　□　　三　□」を「□　一　　□　二　　□　三」に改める。

附　則

この府令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

○内閣府令第二十八号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、及び衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成二十八年法律第七十七号）の規定に基づき、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年九月十三日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則（平成二十九年内閣府令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（法第五条第四号の内閣府令で定めるもの） **第四条の二**　法第五条第四号の内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により衛星リモートセンシング装置の使用を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 （法第二十一条第三項第一号ニの内閣府令で定めるもの） **第二十三条の二**　法第二十一条第三項第一号ニの内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により衛星リモートセンシング記録の取扱いを適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	［条を加える。］ ［条を加える。］
備考　表中［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。